

しょうがいしゃ じ 障害者(児)サービス受給者の皆様

じゅきゅうしゃ みなさま

# サービスの受給量管理について

あいらし ねが 始良市からのお願いです

あいらし とど けていつうち まいつき つか きさい 始良市から届いた決定通知には、毎月どれだけサービスをお使いいただけるか記載されていますので、必ずご確認ください！

けていつうちしょみほん 決定通知書見本



記 録 簿 相 談 支 援 支 給 者 証 書 支 給 決 定 係 員 支 給 決 定 係 員 支 給 決 定 係 員

障害支援区分	支給決定年月日	障害支援区分の有効期間
サービスの種別	当該月の日数から8日を控除した日数/月	有効期間 令和4年6月1日から 令和5年5月31日まで
支給決定内容	ここに書いてあります！	
特記事項		
利用者負担上限月額	0円	左の上限月額の適用期間 令和4年6月1日 令和5年5月31日

こ 〇超えてしまうと・・・

あいらし かくじぎょうしょ しきゅうけてい はんいなく りょうりょう しはら 始良市から各事業所へは支給決定の範囲内のサービス利用料しかお支払いできません！

そのため、超えた分はご自身で実費負担していただくこととなりますので、ご注意ください

い！！



## ※決定支給量についての注意点

決定支給量は基本的に〇日/月、〇時間/月、〇回/月と記載があります。しかし「当該月の日数から8日を控除した日数/

月」と記載がある場合がありますが、これは「各月の日数から8日引いた日数だけ利用できる」という意味です。

例：1月→31日までなので、利用できるのは23日

6月→30日までなので、利用できるのは22日

月の日数に応じて利用できる日数が変わりますのでご注意ください！



## ※複数の事業所を利用する場合の注意点

複数の事業所を利用される場合、利用事業所すべてを合わせて「〇日/月」となります。

例：決定支給量が「10日/月」で2か所利用している場合

A事業所で6日利用する場合、B事業所を利用できる日数は残日数の4日までとなります。

同日に複数の事業所の利用はできません。

また、生活介護と就労継続支援B型など、2つのサービスを合わせて「当該月の日数から8日を控除した日数/月」となる場合

もありますので、こちらもご注意ください！

利用者負担が生じる方が2事業所以上をご利用される場合、上限管理を行わないと、それぞれの事業所に対して負担上限

月額範囲内で利用料を支払うこととなります。2事業所以上をご利用する場合は、利用者負担上限額管理事務依頼(変更)

届出書を市に提出する必要がありますので、通所先の事業所にお問合せください。

不明な点は、市役所または相談支援事業所にご確認ください。

【問合せ先】始良市役所 保健福祉部 長寿・障害福祉課 障害者福祉係

TEL(0995)66-3251(直通)